



CRISPR-Cas9中 核特許を救った 「見えない合意」の アーキテクチャ

知財高裁 令和8年3月24日判決 (令和7年(行ケ)第10019号) が示す、複雑化する共同研究 における 優先権承継の新たな法的設計図。

世紀の特許を存続させた画期的判断の全容



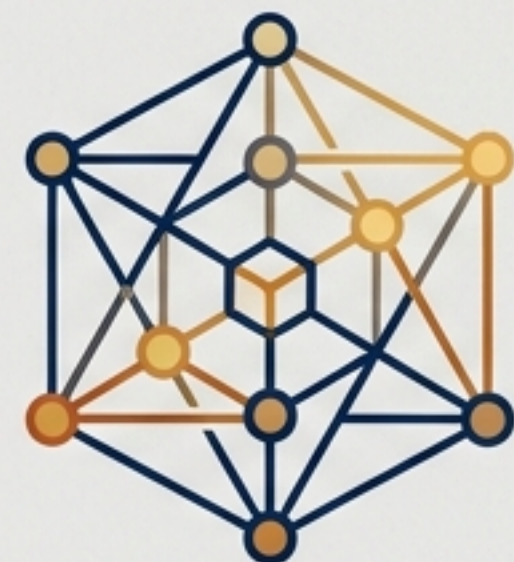
結論: 特許維持

特許庁の無効審決（無効2022-800080号）を取り消し、特許第6203879号の有効性を維持。



核心争点: 書面なき優先権承継

基礎出願人（ロックフェラー大・D博士）とPCT出願人（ブロード研）が不一致。明示的な譲渡証がない中、パリ条約4条A(1)の「承継人」に該当するかが問われた。

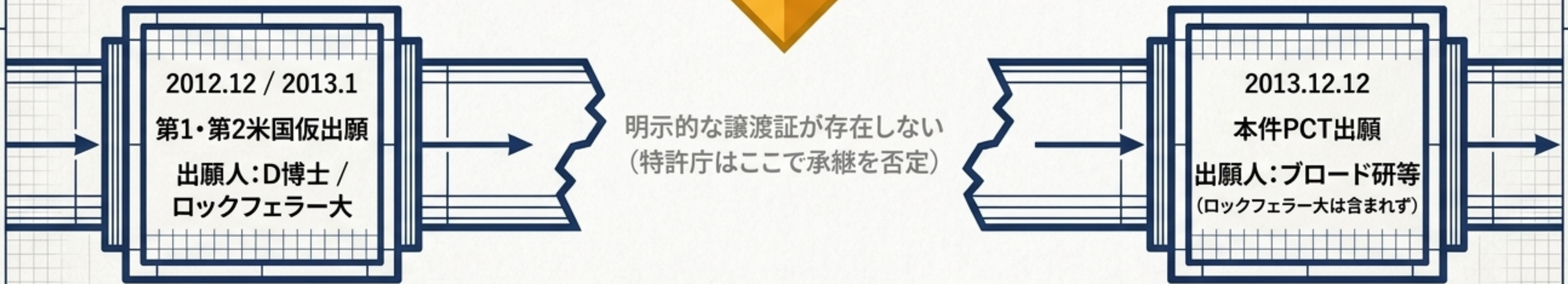


実務への衝撃: プロセスからの合意認定

単一の契約書ではなく、共同研究と出願プロセス全体の「事実の連鎖」から、米国契約法上の相互合意と約因（黙示の譲渡）を認定。

特許の生死を分けた「ミッシングリンク」と甲1文献の脅威

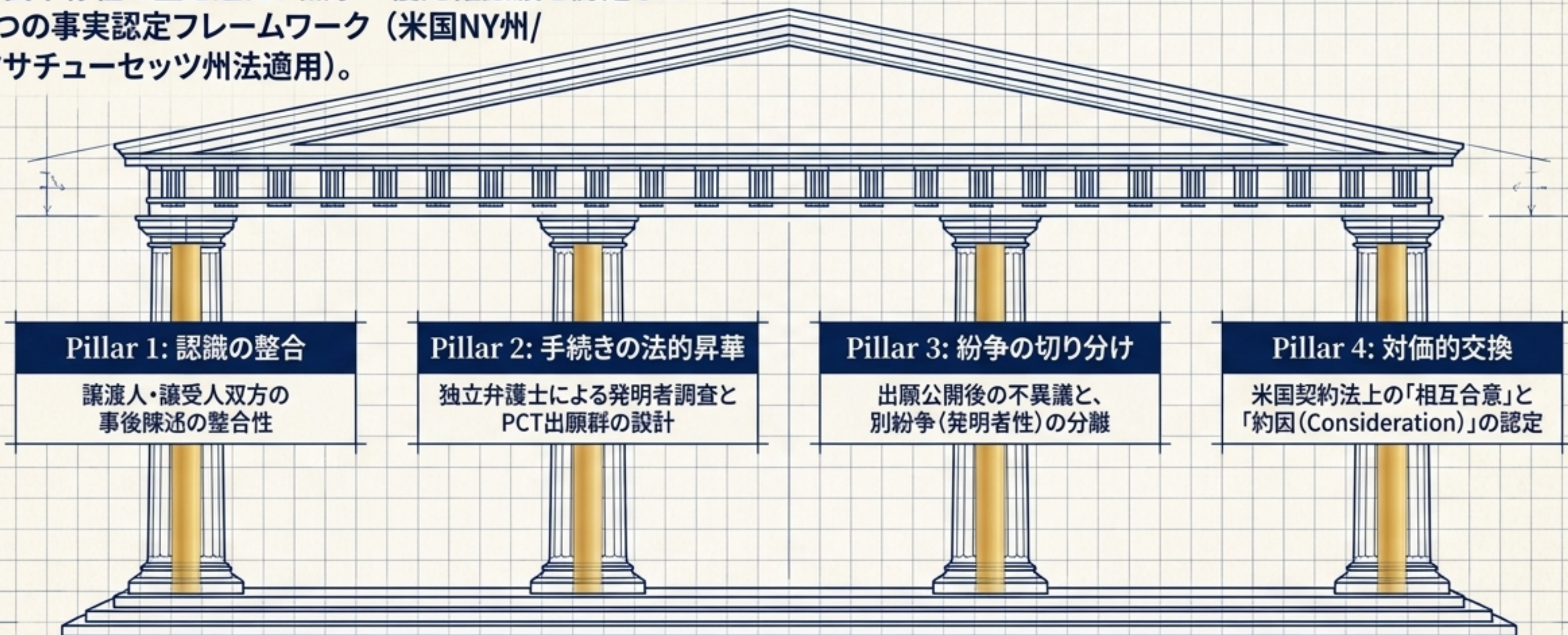
甲1文献のオンライン公開
(2013.1.3)
優先権が途切れると、これが「介在公知文献」
として新規性・進歩性を破壊する。



形式的な書類の欠如が、世界的な中核特許を紙くずにする危機を生み出した。

知財高裁はいかにして 「見えない糸」を紡いだか

書面不存在の壁を越え、黙示の優先権譲渡を認定した
4つの事実認定フレームワーク（米国NY州/
マサチューセッツ州法適用）。



単なる「作業」から「権利帰属の合意形成プロセス」への昇華

Input (事実)

本件各機関が外部独立弁護士（M弁護士）による発明者調査に同意。

調査結果に基づき、関連PCT出願群ごとに適切な出願人を振り分け。

ロックフェラー大が別PCT出願では共同出願人として扱われた事実。

Output (裁判所の法的評価)

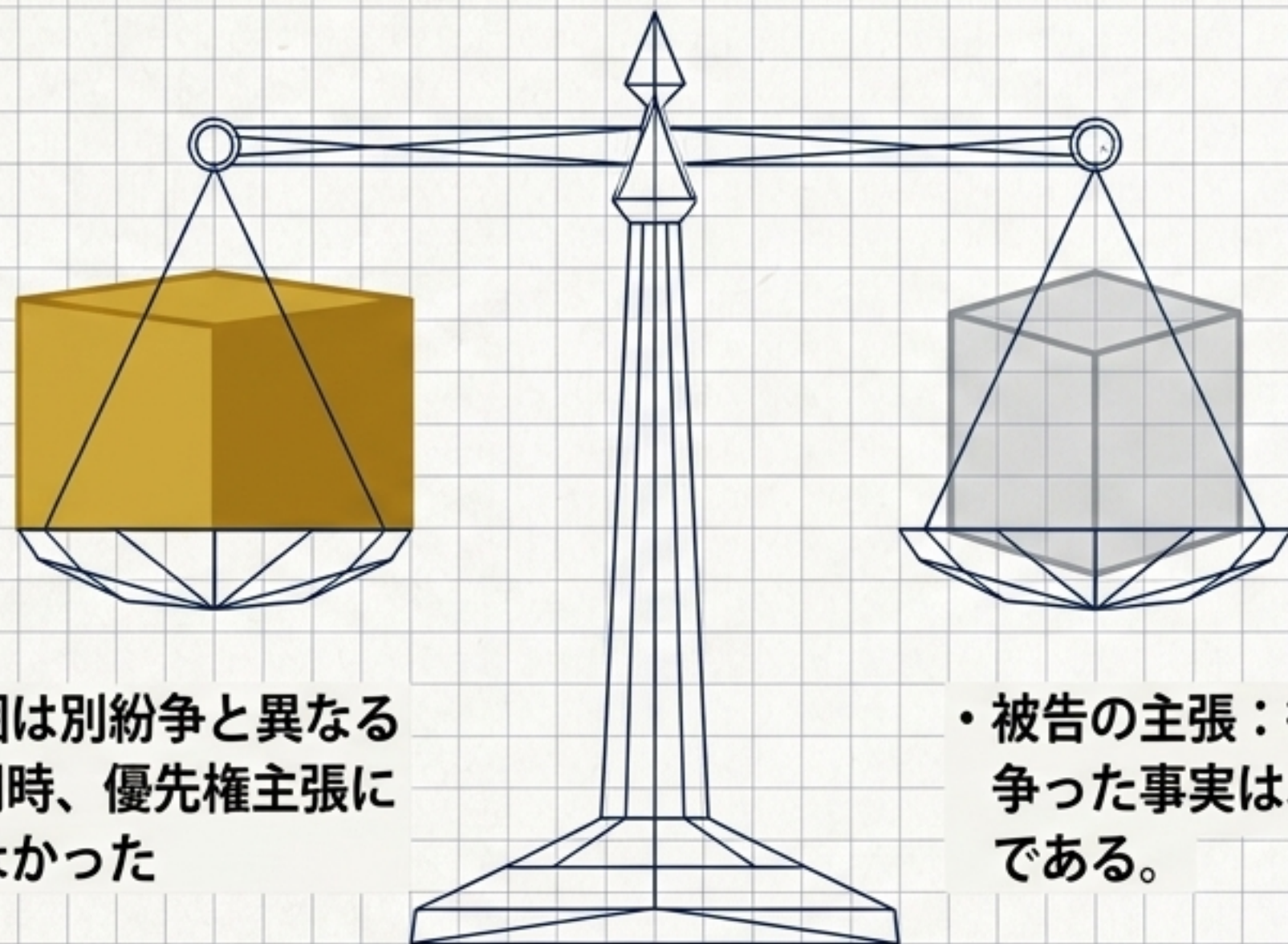
これらは単なる内部の技術評価ではない。

各発明に応じた優先権処理の「実務的表現」として認定。

優先権を適切な出願人に帰属させるための制度的行為（合意形成への共同参加）であると推認。

「発明者性の不満」≠「優先権譲渡の否定」

出願の有効性を
維持する意図
(パイを守る)



発明者性・
持分への不満
(パイの奪い合い)

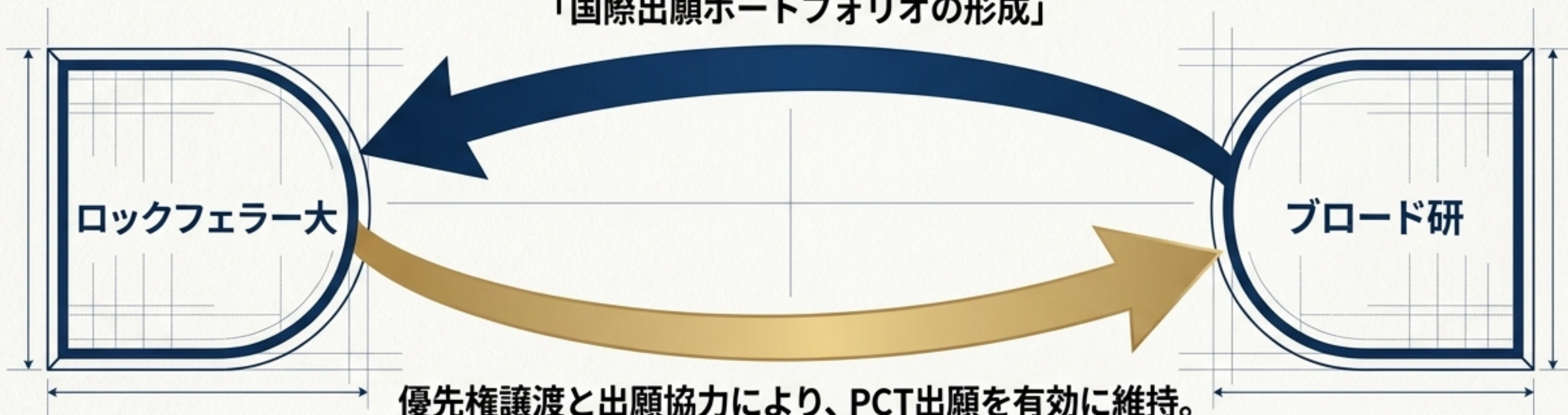
- 本件PCT出願の名称・範囲は別紛争と異なる
- 2014年6月のPCT国際公開時、優先権主張に対して特段の異議を述べなかった

- 被告の主張：後の米国出願で発明者性を争った事実は、譲渡合意がなかった証拠である。

Economic Rationality Insight: 共同研究実務において、「パイを守ること」と「パイの奪い合い」は両立する。不満があっても、特許権自体を破壊する意図はなかったと裁判所は鮮やかに切り分けた。

抽象的利益を「約因（Consideration）」として認めた論理構造

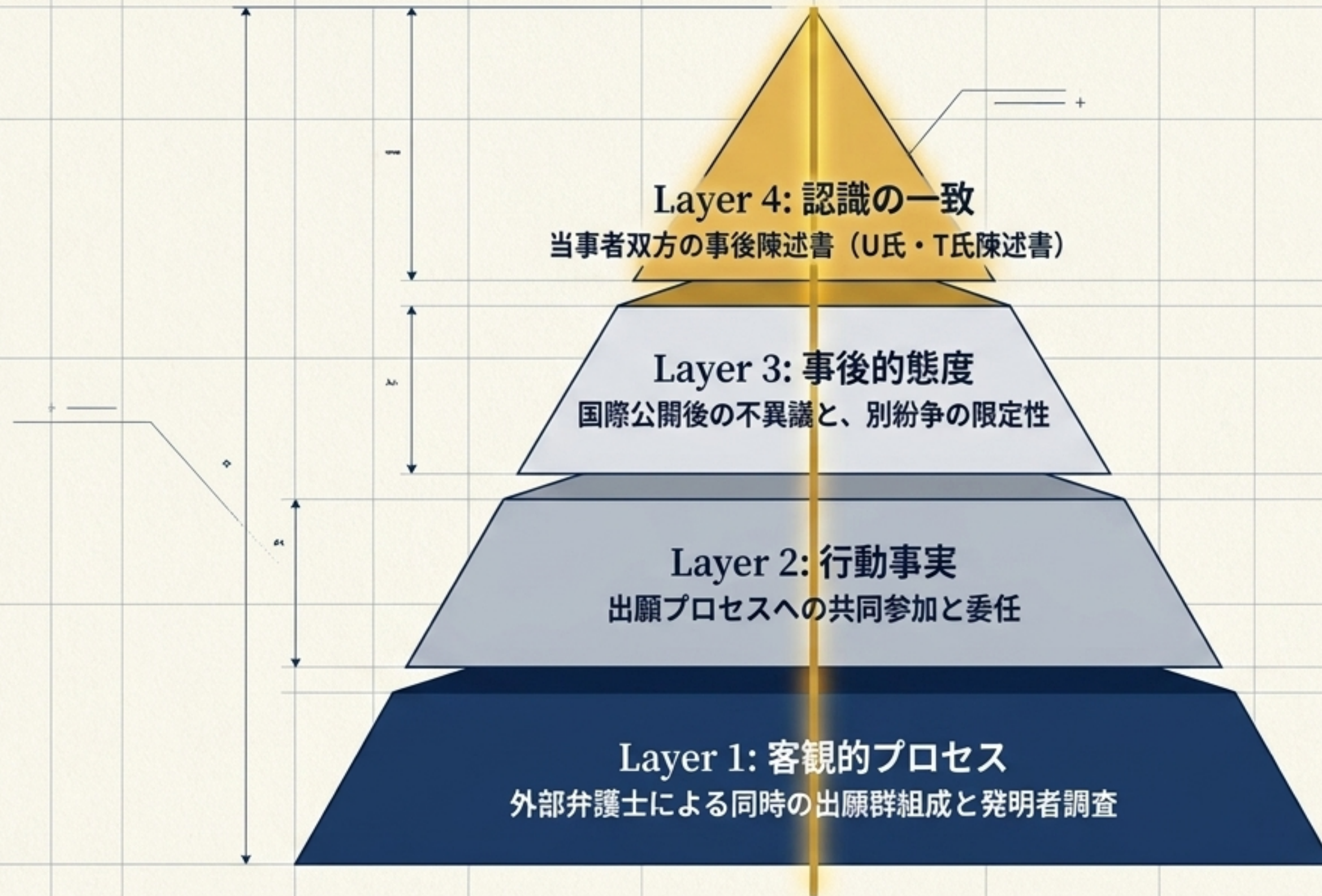
出願手続きの遂行と、有効な優先権主張を伴う
「国際出願ポートフォリオの形成」



優先権譲渡と出願協力により、PCT出願を有効に維持。
「後日に持分・発明者性・権利帰属を争う『機会』を確保
すること」自体を契約法上の実質的利益として認定。

金銭の支払いではなく、「関係機関すべてが出願の有効性維持に共通利益を有していた」というライフサイエンス分野の現実を契約法に落とし込んだ画期的認定。

「点」の証拠から紡ぎ出された強靱な「線」の証明



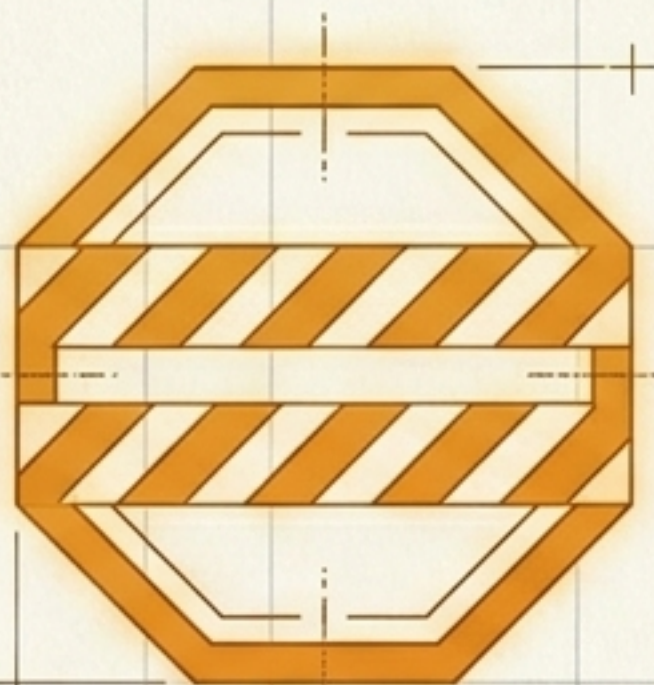
裁判所は「後日の陳述書だけで治癒できる」とは言っていない。これら多層的な事実が一本の線として完全に整合したからこそ、「黙示の合意」が認定された。

グローバル知財戦略の座標：日本（本判決） vs 欧州（EPO）

観点	EPO G 1/22・G 2/22	本判決
出発点	優先権享有資格の反証可能な推定	パリ条約4条(1)の承継人該当性を個別認定
立証構造	優先権主張者に強い推定、攻撃者に具体的反証負担	明示的推定法理ではなく、陳述書・行動・関連出願群を総合評価
Broad関連事件での帰結	T 2360/19等で優先権享有資格を肯定し差戻し	審決取消、優先権承継を肯定（結果は調和）
実務メッセージ	形式的攻撃は困難化。EPO自律法上の推定に依拠	具体事情の下では黙示合意を認め得るが、証拠の積重ねが必要

限界と警告：「常に救済される」という錯覚への警鐘

本判決は、EPO（G 1/22）のように立証責任を一般的に転換する「反証可能な推定」を日本法に導入したのではない。



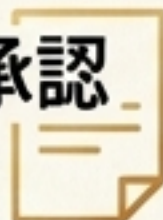
- ✓ 明示的な後日確認と陳述の存在
- ✓ 外部弁護士による厳格な発明者調査の記録
- ✓ 同時に設計された関連PCT出願群
- ✓ 国際公開後の不異議という態度

これらを欠く通常案件で、譲渡証がないまま黙示譲渡を主張することは、依然として極めて高リスクである。

アクター別・明日からの実務対応マトリクス

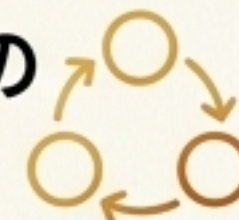
出願人・特許権者

- PCT出願前に、優先権譲渡書、確認書、又は優先権相互利用条項を整備。
- 発明者調査の記録、委任状、機関間承認メールを「証拠」として絶対保存。



大学・TLO

- 複数機関の共同研究では、仮出願の発明者名だけでなく、PCT段階で「各発明をどの機関が出願するか」の合意を事前に文書化。



無効審判請求人

- 出願人不一致の形式論攻撃は通用しなくなる。
- 出願時の拒絶意思、異議、別出願行動など「承継合意を否定する具体的事情」の立証ヘシフト必須。



ライセンス実務担当

- DDにおいて、優先権基礎出願の全出願人、発明者補正、PCT出願時の機関間合意の有無を徹底確認。



The New Standard



「形式的書類の欠如は致命傷になり得る。
しかし、プロジェクト全体の『合意のアーキテクチャ』を
設計・記録しておくことが、最強の防御網となる。」

複雑化するオープンイノベーション時代における、共同研究契約と知財マネジメントの真の教訓。x